

分野別計画

第1章

ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

—保健・医療・福祉—



健康体操

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
 第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

章	節	施策	施策の名称
1	- 1	- 1	児童福祉の推進

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
保育園待機児童数(人)	173	H27年度	0

(年度当初の値)

現状と課題

我が国では、少子化の進行に伴い平成17年に初めて総人口が減少に転じ、出生数、合計特殊出生率(*1)ともに過去最低を記録しました。国立社会保障・人口問題研究所発表の「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」によれば、少子高齢化は今後一層進展し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しを示しています。

このような少子化の背景には、結婚、出産、子育てに関する国民の希望と現実の乖離が存在しており、それを解消するためには「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていくことが必要不可欠であるとされています。

こうした状況のもと、本市では、平成17年3月に「かわごえ子育てプラン」前期計画を策定し、児童福祉のみならず教育、環境、まちづくり等行政のあらゆる分野で総合的に取り組むことにより、基本理念である「子どもと親と地域とがともに育ち支えあうまち川越」の実現を目指して施策の推進を図ってきました。

更に、平成22年3月には同プランの後期計画を策定し、次代を担う子どもたちが安心して生まれ、育つことができる地域社会の実現を目指しています。

今後は、ますます高まっている保育ニーズへの対応や各種保育サービスの充実、児童虐待の予防と早期発見、家庭における子育て支援策の充実等さまざまな課題に対し、市民や関係団体等との協働により、総合的かつ効果的な取組を推進していくことが必要です。

保育園待機児童数の推移

(各年4月1日現在)

年	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
待機児童数	93人	155人	184人	112人	99人	112人	117人	106人	108人	173人

施策の推進

1 子どもへの支援体制の充実

- ① 子どもの健康づくりの施策を推進するため、各種健診、保健対策、小児医療等の充実に努めます。
- ② 子どもたちが心豊かに成長するように、さまざまな体験活動や交流を促進します。
- ③ 学童保育など放課後、休日等の子どもの居場所づくりを推進するとともに、家庭、地域、学校等が連携して子どもの健全育成の取組に努めます。
- ④ 子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や被虐待児を保護する体制を整備し、児童虐待防止対策の充実に努めます。
- ⑤ 障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、障害児施策の充実に努めます。

2 親への支援体制の充実

- ① 安心して妊娠・出産ができるよう、親の健康確保を支援します。
- ② 育児についての悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親の学びの機会や社会参画の機会の充実に努めます。
- ③ 仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業、再雇用制度等の普及を促進するとともに、各種講座等を開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発に努めます。
- ④ 多様化、増大する保育ニーズに応えるため、通常保育、延長保育等の拡充に努めるとともに、保育の質的向上に努めます。
- ⑤ ひとり親家庭等が精神的にも経済的にも自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。
- ⑥ 子育て家庭の負担を軽減するため、こども医療費助成制度の充実に図ります。
- ⑦ 子どもを幼稚園に通園させている保護者の負担を軽減するため、幼稚園就園奨励費の充実に図ります。

3 地域の支援体制の充実

- ① 子どもが身近な地域で心身とも健やかに成長することができるよう、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。
- ② 家庭教育講座や地域活動の推進により家庭や地域における教育力の向上に努めます。
- ③ 子育て中の家庭が地域とつながり、人と人との輪を広げるため、子育てに関する情報提供の充実に努めます。
- ④ 子育て中の家庭への支援を充実するため、地域の子育てに関連する機関のネットワークづくりや子育てサークル等への支援に努めます。

合計特殊出生率（人）

年	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
川越市	1.20	1.20	1.19	1.17	1.12	1.19	1.15	1.17	1.18	1.23
埼玉県	1.30	1.24	1.23	1.21	1.20	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28
全国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37

（注）埼玉県保健統計年報による

【用語解説】

- *1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

章	節	施策	施策の名称
1	- 1	- 2	高齢者福祉の推進

現状と課題

現在、我が国は世界に例のないスピードで高齢化が進展しており、今後も、引き続き高齢者人口が増加するものと見込まれています。本市においても65歳以上の高齢者人口は、平成22年10月1日の70,823人から平成27年には90,988人になると予測されており、市民4人にひとりが高齢者という時代が間もなく訪れようとしています。更に、団塊の世代が75歳以上に達する平成37年には、市民約3人にひとりが高齢者になることが見込まれています。

また、核家族化の進行により高齢者のみの世帯及び高齢単身世帯も増加しています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、支援や介護が必要な高齢者に対して各種サービスを提供し、高齢者福祉の充実に努めてきました。

本格的な高齢社会の到来に伴い、高齢者が健康で生きがいのある充実した老後を過ごすことは、本人・家族の幸せはもちろん社会全体の活力を維持し続けるためにも不可欠なものです。今後は、支援や介護が必要な高齢者に対する施策を継続するとともに、高齢者の社会参加や介護予防の促進を図る必要があります。

施策の推進

1 生きがい対策の充実

- ① 高齢者のふれあい交流の拠点整備を図り、生きがいづくりを支援します。
- ② 高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労機会の拡大、世代間交流の活動などを促進します。

2 介護予防・生活支援の推進

- ① 健康の保持・増進を図り、心身の状態の悪化を防ぎ、健康で生きがいのある生活を送れるよう、介護予防・生活支援の観点から在宅での生活を支える施策を推進します。
- ② 介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。

3 地域包括ケア体制(*1)の推進

- ① 地域の身近な窓口となる総合相談の充実に努めます。
- ② 包括的・継続的なマネジメントが図れるよう人材の育成や保健・医療・福祉サービスの関係機関との連携を促進します。
- ③ 迅速で適切な対応が図れるよう民生委員・児童委員やボランティア等による関係機関等のネットワークづくりを更に推進します。

4 介護サービスの充実

- ① 介護サービス事業者が、適正なケアマネジメント(*2)に基づき介護サービスが提供できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)(*3)の質的な向上を図ります。
- ② 利用者による良質な介護サービスの選択を支援するため、行政と介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上を促進します。
- ③ 介護保険制度の適正で効率的な運用に基づき、計画的な介護サービスの提供を促進します。

5 居住環境の整備・充実

- ① 住宅改善等に対する支援の充実に努めます。
- ② 在宅での生活が困難な高齢者のため、特別養護老人ホーム等の各種施設の整備・充実に努めます。

6 福祉医療サービスの充実

- ① 高齢者の医療サービスの充実について検討します。

【用語解説】

- *1 地域包括ケア体制：地域包括ケアとは、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう介護、医療、予防、生活支援、住まいの5つを一体化して提供していくシステムを言います。
- *2 ケアマネジメント：介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、要介護者一人ひとりの心身の状況や家族状況、本人や家族の意見を踏まえた上で各種サービスを適切に組み合わせ、計画的にサービスが提供されるようにすることです。
- *3 介護支援専門員(ケアマネジャー)：要介護者又は要支援者からの相談に応じたり、心身の状態に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人を言います。要介護認定に必要な訪問調査や介護サービス計画(ケアプラン)の作成も行います。

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
 第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

章	節	施策	施策の名称
1	- 1	- 3	障害者福祉の推進

施策の指標

項目	現状値 (H22年度)	目標年	目標値
障害者施策の満足度 (%)	35.2	H27年度	40.0

(年度又は年度末の値)

現状と課題

障害のある人は、年々増加傾向にあるばかりでなく、障害の重複化や多様化、本人及び介護者の高齢化が進んでいます。

国の障害者福祉政策は、障害のある人が権利の主体として、利用したいサービスを自己選択・自己決定できる制度へと見直しが行われ、施設や病院に入所・入院する人が自ら選択する地域へ移行し、生活することを支援する方向に重点を移してきました。

本市でも地域の障害者福祉に関するシステムづくりの場として川越市地域自立支援協議会を設置し、障害者福祉の充実に取り組んできました。

障害のある人が健康でいきいきと安心して暮らすためには、市民一人ひとりが、障害や障害のある人について理解することが重要であり、また、障害のある人の特性や障害の程度に応じた保健・医療・福祉のサービスの充実が求められています。

更に、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し合い、ともに生きる社会の実現が求められています。

障害のある人が地域で生活するためには、障害の程度に応じた支援が必要となります。そのため、今後より一層、在宅福祉サービスの充実、就労の機会の拡大、社会参加の促進、生涯にわたる学習機会の充実などを進めていく必要があります。

手帳所持者数の推移 (人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
身体障害者	7,967	7,998	8,737	9,094	9,390
知的障害者	1,389	1,394	1,439	1,524	1,838
精神障害者	703	832	933	1,078	1,205

施策の推進

1 保健・医療サービスの充実

- ① 障害の発生予防及び早期発見、早期療育事業の充実に努めます。
- ② 重度障害者（児）とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費公費負担制度の充実に図ります。

2 生涯にわたる学習機会の充実

- ① 障害のある子どもの乳幼児期における成長を支援するため、相談・支援の充実に図ります。
- ② 障害のある子どもの教育を充実させるため、特別支援学級等の学校教育の充実に図ります。
- ③ 障害のある人の学習機会を提供するため、公民館等において障害のある人のための講座の充実に図ります。

3 雇用・就労の促進

- ① 障害のある人が、能力に応じた働く場を確保できるよう、川越市障害者就労支援センターの充実に努めます。
- ② 障害の種類・程度に応じ、一般企業で働く企業就労や、施設で働く福祉的就労（*1）の促進に努めます。

4 社会参加の拡充

- ① 障害のある人の社会参加を促進するため、広報・広聴活動の充実に図ります。
- ② 市、埼玉県等のスポーツ大会への参加を促進します。
- ③ 障害のある人を支援するボランティア組織の充実に図ります。

5 福祉サービスの充実

- ① 利用しやすい在宅福祉サービスの充実に図ります。
- ② 各種障害者施設の整備を促進します。
- ③ 障害者相談支援事業の充実に図ります。

6 障害及び障害のある人を理解するための施策の推進

- ① 障害者週間記念事業などを通じ、障害のある人となない人、また障害のある人同士の交流の機会の拡大を図ります。
- ② 小・中学校と福祉施設、特別支援学校との交流などを行い、福祉教育の推進に努めます。

【指標解説】

- 障害者施策の満足度：障害者計画等策定のためのアンケート調査（対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者）において、市の障害者施策について「満足」と答えた人の割合（%）と「やや満足」と答えた人の割合（%）を足したものです。

【用語解説】

- *1 福祉的就労：一般企業での就労が困難な障害のある人が、各種の授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うことを言います。

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

章	節	施策	施策の名称
1	- 1	- 4	地域福祉の推進

現状と課題

近年、少子高齢化の進展や地域における相互扶助機能の弱体化など、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、高齢者の孤独死、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。これらの多様化する地域の問題に対して行政のみで対応することは困難であることから、平成12年に改正された「社会福祉法」においては、基本理念のひとつに地域福祉の推進が掲げられました。地域福祉の推進に向けては、住民や各種団体、事業者等と協力しながら、ふれあい・支え合い・助け合いの地域づくりを行うことが求められています。

このような状況を踏まえ、地域住民や地域の組織、各種団体、事業者等の参画を得ながら、平成18年3月に「川越市地域福祉計画」を策定し、市民一人ひとりが、住み慣れた地域において、その人らしく、輝き、安心して、いきいきと暮らすことができる地域づくりを推進してきました。

地域福祉に対する意識啓発を目的に毎年開催している地域福祉講演会や地域福祉活動の立上げを支援する地域福祉活動補助金により、徐々に地域福祉に対する理解が進み、地域が抱える課題を住民同士の助け合いで解決しようという動きも現れてきています。

地域福祉の実現に当たっては、あらゆる市民の理解と協力が欠かせません。そこで、地域福祉に対するより一層の理解促進を図り、これからの時代にふさわしい、それぞれの地域の特徴に応じた助け合い機能が構築されるよう支援していく必要があります。更には、支援を要する人や地域が抱える課題に地域全体が協力・連携して対処できるよう、福祉支援ネットワーク(*1)の構築を図ることが重要となります。

施策の推進

1 市民参加の促進

- ① 情報提供や知識・技術を学ぶ機会の提供など市民やボランティア団体の活動の支援に努めます。
- ② 市民の主体的参加を図るため、市民相互の交流事業や学習会等の開催を促進します。
- ③ 広報やホームページなどを活用して、市民が手軽に必要な情報を入手できるように努めます。
- ④ 市民のボランティアなどの活動への参加意欲の高まりに対応するとともに、地域での活動を活性化させるため、ボランティアの養成・確保を支援します。

2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

- ① 福祉サービスを必要とする市民のために、相談支援体制の整備や必要なサービスを利用することができるしくみづくりに努めます。
- ② 権利擁護や苦情解決など適切なサービス利用を支援する制度の整備を図ります。

3 社会福祉事業への支援

- ① 社会福祉事業者が提供する多様なサービスの振興を促進し、これらと行政サービスの連携による協働の実現に努めます。

4 社会福祉協議会の基盤の整備強化

- ① 地域福祉の担い手である社会福祉協議会の基盤の整備強化を促進します。



地域福祉講演会

【用語解説】

- *1 福祉支援ネットワーク：地域における活動の担い手である地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティアサークル等の連携を言います。

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
 第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

章	節	施策	施策の名称
1	- 1	- 5	社会保障の推進

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
特定健康診査受診率 (%)	33.0	H27年度	80.0
要介護認定者に占める介護サービス利用者の割合 (%)	78.1	H27年度	81.5

(年度又は年度末の値)

現状と課題

急激な少子高齢化による人口構成の変化を背景に、社会保障の機能を強化し、同時に安定的な持続できる制度にしていくことが求められています。また、景気低迷による雇用情勢の悪化により、失業者が増加し、生活保護の申請が急増しています。

国民健康保険制度については、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率向上等に努めてきました。年々医療費は増大し、厳しい運営状況が続く中、今後は健康づくり支援のために保健事業の推進が重要となります。また、保険財政の安定化を目指した制度維持に向け、国民健康保険の広域化実現を図るため、都道府県単位を運営主体とする検討が課題となっています。

後期高齢者医療制度については、政府が新たな制度の検討を進めています。その動向を見据えながら、埼玉県後期高齢者医療広域連合(*1)と連携を図り、制度の健全な運営に努める必要があります。

国民年金制度については、窓口で各種届出の受付や制度の説明、相談を行うとともに広報紙等を通じて制度の啓発に努めてきました。今後更に年金事務所(*2)と連携し、国民年金に対する理解を深め、不安の解消を図る必要があります。

介護保険制度については、介護サービスの利用促進、介護給付費の適正化に努めてきました。高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に対応するため、介護サービスの計画的な整備充実を図る必要があります。

生活保護制度については、面接相談員等による相談体制の充実に努めてきました。生活保護の申請が急増している中、今後更に実施体制の充実に図り、保護の適正実施を図る必要があります。

施策の推進

1 国民健康保険制度の健全な運営

- ① 診療報酬明細書の効率的な点検等を行い、医療費の適正化対策を推進します。
- ② 健全な運営を行うため、国民健康保険税の適正化に努め、収入の確保を図ります。
- ③ 生活習慣病予防を図るとともに健康づくりを支援するため、保健事業の推進を図ります。

2 高齢者に対する医療制度の円滑な運用

- ① 後期高齢者医療制度の周知を図り、安定的かつ健全な制度運営に努めます。

3 国民年金制度の啓発

- ① 年金事務所との連携を図り、年金相談体制の充実を図ります。
- ② 市民の年金受給資格を確保するため、広報紙等により国民年金制度の啓発を推進します。

4 介護保険制度の健全な運営

- ① 介護保険の適正なサービス利用を図るため、介護給付適正化の取組を進めます。
- ② 低所得者等に対する利用者負担を軽減することにより、介護サービスの利用の促進を図ります。

5 生活保護制度の適正な運用

- ① 保護の受給要件の的確な把握等による制度の適正な実施を図ります。
- ② 面接相談体制等実施体制の充実強化を図ります。
- ③ 民生委員等関係機関との連携の強化を図ります。

国民健康保険加入者、医療費等の推移

世帯数、被保険者数は年間平均数

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
世帯数	61,573	62,606	63,144	53,867	54,889
被保険者数	116,970	117,430	117,152	96,746	97,810
医療給付費(千円)	17,373,076	18,432,715	19,791,298	20,867,358	22,364,626

※医療給付費とは、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費(移送費含む)、高額療養費の合計

要介護認定者数と介護保険給付費の推移

要介護認定者数は年度末現在

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
要介護認定者数	7,377	7,821	8,381	8,929	9,506
保険給付費(千円)	9,254,809	9,705,560	10,644,584	11,520,731	12,949,152

生活保護被保護世帯数と保護率の推移

年度平均1箇月

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
被保護世帯数	1,838	1,888	1,954	2,086	2,415
保護率 (%)	8.4	8.5	8.6	9.0	10.2

※保護率は被保護人員/人口；千分率表示

【用語解説】

- *1 埼玉県後期高齢者医療広域連合：後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体で、埼玉県内の全ての市町村が加入し、被保険者の資格管理や医療の給付、保険料の賦課に関する事務等を行っています。
- *2 年金事務所：平成 22 年 1 月 1 日の「日本年金機構」の設立に伴い、従来の社会保険事務所は「年金事務所」に変わりました。

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
 第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり

章	節	施策	施策の名称
1	- 2	- 1	健康づくりの推進

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
運動習慣者の割合 (%)	35.3	H27年度	36.0

(年度又は年度末の値)

現状と課題

急激な少子高齢化が進展する中で、市民一人ひとりが、生涯にわたり健康でいきいきとした人生を送ることができるように支援することが求められています。健康づくりは本来、市民一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、個人の努力だけでは限界があります。そのため、社会全体として支援することが必要です。また、市民が心身の健康を保持し、豊かな人間性を育むために「食育」を推進する必要があります。

本市では、平成17年に策定した「川越みんなの健康プラン（健康日本21・川越市計画）」に基づいて、市民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、関係機関との連携を強化し、健康診査事業、健康教室、健康相談等健康増進事業を進めてきました。また、家庭、学校、地域などさまざまな場所において、市民、関係機関・団体、行政が一体となった「食育」を目指す「川越市食育推進計画」を平成22年3月に策定しました。これらの計画を受けて、自主的な健康づくりのための市民活動を支援し、事業を推進するための基盤整備を進めています。

今後、市民一人ひとりが心身ともに健やかな人生が送れるよう、若年層から老年層までライフステージに対応した生涯にわたる健康づくりの一層の推進が求められ、健康づくりを支援する基盤整備の充実が課題となっています。

施策の推進

1 健康づくりの支援

- ① 各種会議等を実施し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに目的に応じた連携を行い、健康づくりの基盤整備を図ります。
- ② 市民の自主的な健康づくりを支援するため、保健推進員等の団体の育成あるいは支援を行います。
- ③ 食育の推進及び歯科保健の充実を図ります。

2 母子保健の充実

- ① 健やかな子どもたちの育成を支援するため、関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、次代の親となる思春期から、妊娠、出産、育児期にわたる母子保健の充実を図ります。

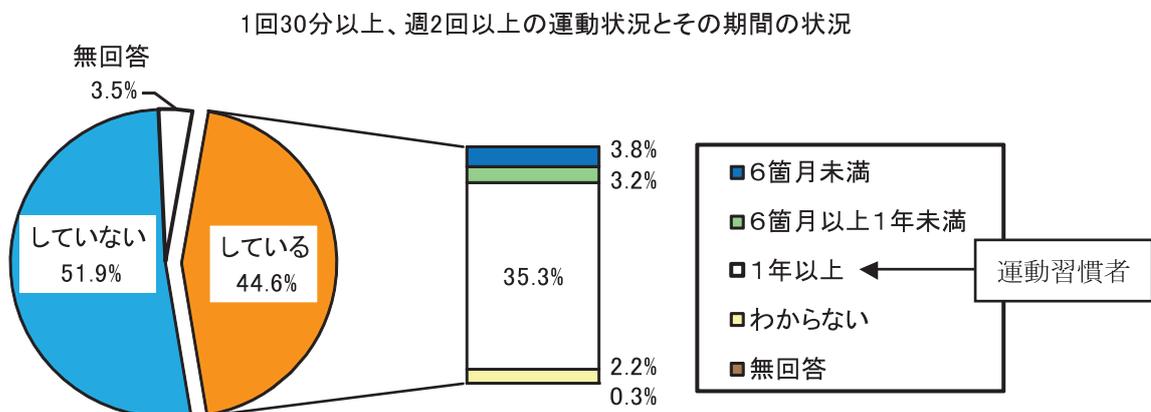
3 成人保健の充実

- ① 一人ひとりが健康でいきいきとした人生を送ることができるように、生活習慣病の予防、心身の健康の保持増進を目的とした健康診査、健康相談、健康教育等を、関係機関との連携を図り充実させるとともに、生涯にわたる健康づくりを支援します。

平成 21 年度 川越市民の健康についてのアンケート調査結果

<運動習慣者の割合>

1回30分以上、週2回以上の運動状況とその期間の状況



* 端数処理の関係で合計は一致しない

【指標解説】

- 運動習慣者の割合：1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合を言います。

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり

章	節	施策	施策の名称
1	- 2	- 2	保健衛生・医療体制の充実

現状と課題

近年、社会状況が大きく変化する中で、市民の健康や生活に影響を及ぼす要因も複雑化・多様化しています。

感染症については、平成21年に全世界を巻き込んだ新型インフルエンザが発生し、今後も新たな感染症の発生が危惧されています。

精神保健については、仕事や生活等に関するストレスから、不安や悩みを強く感じる人の増加が大きな問題となっています。

食品の安全性については、輸入冷凍餃子事件等をきっかけに漠然とした不安を感じる人が増加し、保健所への相談件数が増えています。

このような状況の中、市では保健所を中心として保健衛生施策を推進してきました。感染症対策や精神保健対策では、相談事業の推進や普及啓発などに努めてきました。食品衛生や生活衛生については、食の安全・安心や衛生的で快適な生活環境を確保するため、監視・指導や検査を行ってきました。また、動物愛護については、イベントや広報紙を活用した普及啓発に努めてきました。

今後は、これらの施策を更に推進し保健衛生の向上を図るため、関係機関との連携を強化し実施体制の充実に努める必要があります。

医療を取り巻く環境は、医療技術の進歩、市民の医療に対する意識などが大きく変化しています。医療体制については、初期救急医療の充実や、特定の医療機関への過度の患者集中を緩和する施策などを中心に対策を進めてきました。今後は、市民に必要な医療サービスが提供できるよう、公的医療機関を含めた医療機関の役割の見直しと医療体制の充実が課題となっています。

また、平常時から健康危機の発生防止に努めるほか、緊急時の健康危機管理体制の強化を図る必要があります。

施策の推進**1 精神保健対策の推進**

- ① 市民の心の健康づくりを推進するため関係機関と連携を図りながら、精神保健相談・訪問指導を充実します。
- ② 精神障害者の社会復帰と自立を支援し、社会経済活動への参加を促します。
- ③ 精神保健に関する正しい理解と知識の普及啓発や関係組織の育成に努めます。

2 感染症予防対策の推進

- ① 結核・エイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。
- ② 関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。

3 地域医療体制の整備・充実

- ① 市民への適切な医療の提供を確保するため、地元医療団体等と連携して「かかりつけ医」の定着、病診連携の推進、救急医療体制の整備など、医療機能の充実を図ります。
- ② 民間医療機関では困難な医療サービスを提供するなど、公的医療機関の在り方を見直します。
- ③ 薬に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

4 食の安全・安心の確保

- ① 食品の製造所や販売店への監視指導と検査体制を強化し、食の安全・安心を確保するとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及に努めます。

5 衛生的で快適な住環境の確保

- ① 公衆浴場や理容所など、生活に密着した生活衛生施設の衛生水準の維持向上のため、監視指導體制の充実に努めます。また、衛生害虫(*1)等の相談・情報提供を行います。
- ② 特定建築物(*2)の衛生的な維持管理の指導に努めます。

6 人と動物が共生できる豊かな社会づくり

- ① 犬・猫等の適切な飼い方の知識や動物愛護思想の普及啓発に努め、人と動物が共生できる豊かな社会づくりを推進します。

【用語解説】

- *1 衛生害虫：病気を媒介したり、吸血や刺すことによって人に害を与えたり、人に不快感を与える昆虫などを言います。
- *2 特定建築物：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上特に配慮が必要な3,000㎡以上の面積を有する建物を言います。

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第3節 安心できる生活を支えるしくみづくり

章	節	施策	施策の名称
1	- 3	- 1	保健・医療・福祉の連携

現状と課題

少子高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉サービスに対する市民のニーズは多様化、高度化しています。ニーズに対応し、適切なサービスを提供していくためには、市民一人ひとりに応じた最適なサービスの種類などについて適切に判断し、総合的・一体的に提供する体制が必要です。こういったことから、保健・医療・福祉のサービス提供部門の連携が一層求められています。

また、社会福祉の基礎構造改革(*1)により、社会福祉に関わるサービスは、行政が行う「措置」から市民自らが「選択・契約」するものへと転換されました。サービスを提供する事業者も従来の社会福祉法人に加えて、営利法人やNPO法人(*2)が参入できるようになり、その数も増加しています。

このような状況の中、市民に身近な保健・医療・福祉のサービスを効率的に提供できるよう、社会福祉審議会、市民健康づくり推進協議会、歯の健康づくり推進検討委員会の開催や社会福祉協議会を軸とした関係機関の連携に取り組んできました。また、市民に地域福祉についての理解を深めてもらうため、地区社会福祉協議会役員や民生委員等、地域のリーダーを主な対象とし、地域福祉講演会を毎年開催しています。

利用者主体のサービスを総合的かつ効率的に提供するためには、サービスの提供主体である行政、事業者、地域におけるさまざまな団体が連携し、地域に数多く存在する施設、人材、組織、しくみといった社会資源を効率的に運用し、それぞれの専門分野に応じて役割を分担することにより、きめ細かな対応を行う必要があります。

施策の推進

1 保健・医療・福祉関係機関等の連携

- ① 保健・医療・福祉サービスを提供している関係機関や事業者との情報の共有化や連絡協議会の設置など連携の強化を図ります。

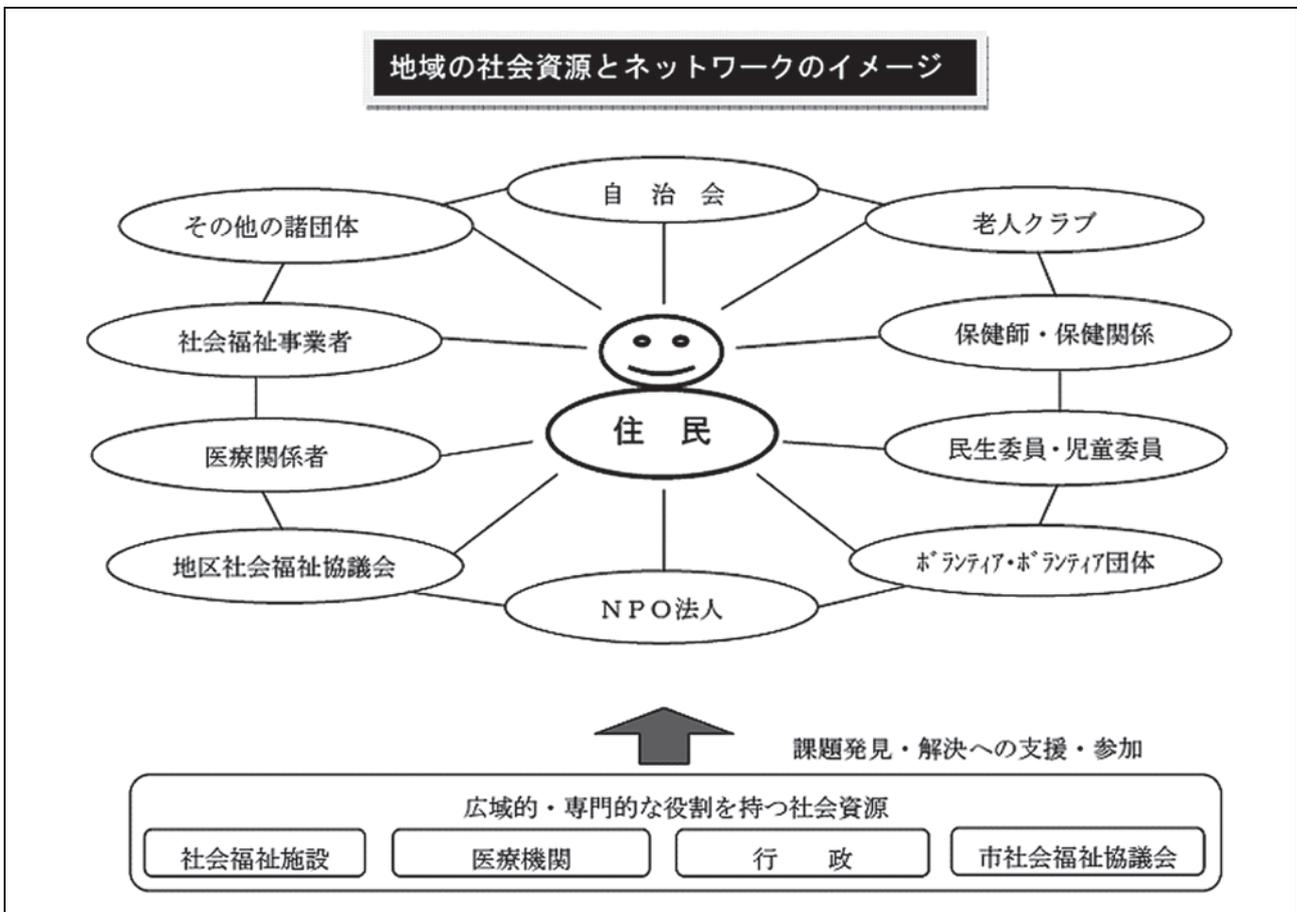
2 地域関係団体（者）の連携

- ① 市民の最も身近なところにあつて活動している地域の自治会、民生委員・児童委員、保健推進員等の地域関係団体（者）のネットワークづくりなど連携の強化を図ります。

3 行政における連携体制

- ① 横断的な情報の活用及び総合的なサービスの提供を図るため、市組織の連携体制の充実を図ります。
- ② 連携体制の効果的な運用を図るため、情報機器を用いたシステムの改善を進めていきます。

地域の社会資源とネットワークのイメージ図



【用語解説】

- *1 **社会福祉の基礎構造改革**：福祉サービスの受給者と提供者との対等な関係の確立や地域での総合的な支援などを理念とし、個人が必要に応じてサービスを選択して利用するという普遍的な社会福祉の制度への転換を目指した改革です。
- *2 **NPO法人**：特定非営利活動法人の略称。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行っています。